

悪質商法に注意



サインは慎重に



はっきり断る



下水道課(保谷内線2486、2487)
合や、不明なことがありましたら、市の下水道課まで一報ください。

急増する消費者被害
悪質商法にご注意を！ 契約は慎重に

「悪質商法を知る！あなたはこんな経験ありませんか？」
消費生活相談の現場から」
不況を反映してか、さまざまな悪質商法が横行し、被害に遭う人が跡を絶ちません。相談室には、「商品を解約したい、不当な請求をされた」というような相談が、毎日多数持ち込まれています。

消費生活講座

清掃業者(下水道)の勧誘にご注意ください

「宅内の下水を調査、清掃します」と称して、清掃業者が市内の各所を巡回しています。その特徴は、あたくも市が依頼したかの印象を与えながら、契約を迫るというものです。最近、このような事例について、市への問い合わせが、数多く寄せられています。宅地内の下水道は、あくまで私有の施設です。市が個人宅の清掃を業者に委託するようないことはありません。また、市が個人宅を訪問する時は、市の職員であることを明示します。

この講座では、消費生活相談に携わる相談員が悪質商法の種類や手口を紹介し、被害に遭わないようアドバイスします。被害は決して他人事ではありません！ぜひ講座に参加し、消費者被害、契約トラブルなどに遭わないよう、一緒に学びましょう！
とき 6月26日(水)午後7時~9時
ところ インゲビル3階第3・4会議室
講師 阿部恵子(市消費生活相談員)
定員 40人
応募方法 6月25日(火)までに電話、または直接消費者センターへ
消費者センター(住吉町6-1-5、☎254141)

“その力 共に生がそう 参画社会”
~男女共同参画週間~

平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法が施行されたのを契機に、平成13年度より、毎年6月23日から29日までの1週間が、「男女共同参画週間」と位置づけられました。法では、男だから・女だからというジェンダー意識にとらわれず、対等な立場で、あらゆる分野の活動に参画し、共に責任を負う社会を築くことを目指しています。お互いの人権が尊重され、対等な人間関係の下、伸びやかに、いきいきと暮らしていただける社会に向けて、日々の暮らしを振り返ってみたいかがでしようか。生活文化課(☎内線1420、1421)

消費生活相談Q&A
使った覚えのないインターネットダイヤル利用料の請求

利用料の請求に限らず、事業者から電話があっても新たな個人情報提供に絶対教えないようにしてください。さらには、そのような請求を受ける恐れがあります。このほか、各地の消費者センターには、「インターネットダイヤル利用料を請求するはがき」を送り付けられるという相談が多く寄せられています。何らかの名簿を入手した事業者が特定の地域ごと、手当たりしだいに大量に送りつけていると思われる。この場合も、利用していないのであれば支払いする必要はありません。別の業者からの請求と勘違いしたり、関わりたくなくして振り込む、家族が使ったかと思いつく、といったようなことがないようご注意ください。利用した覚えのない請求書やはがきが届いたり、脅迫まがいの悪質な請求がくるようであれば、警察に相談しましょう。日常生活で疑問に思うことがありましたら、相談室へご相談ください。田無庁舎生活文化課内消費生活相談室(☎内線1431)、消費者センター消費生活相談室(☎254040)

無料市民相談

Table with 5 columns: 内容, 日 時, 場所, 問合せ. Rows include: 一般市民相談, 法律相談(予約制), 人権・身の上相談(予約制), 人権・身の上相談, 税務相談(予約制), 不動産相談(予約制), 登記相談, 表示登記相談, 交通事故相談(予約制), 年金・労災・失業保険人事管理一般相談, 行政相談, 行政手続き相談(必要な書類の作成).

Table with 5 columns: 内容, 日 時, 場所, 問合せ. Rows include: 消費生活相談, 求職・求人相談(ハローワーク), 高齢者就業相談(武蔵野高齢者就業相談所), 住宅増改築相談, 動物相談, 児童相談, 母子相談(ひとり親相談), 身体障害者相談, 知的障害者相談, 教育相談, 電話医療相談(田無医師会), 電話歯科相談(田無歯科医師会).

▶ 予約方法 予約制の相談...電話、または来庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場で受け付けます。